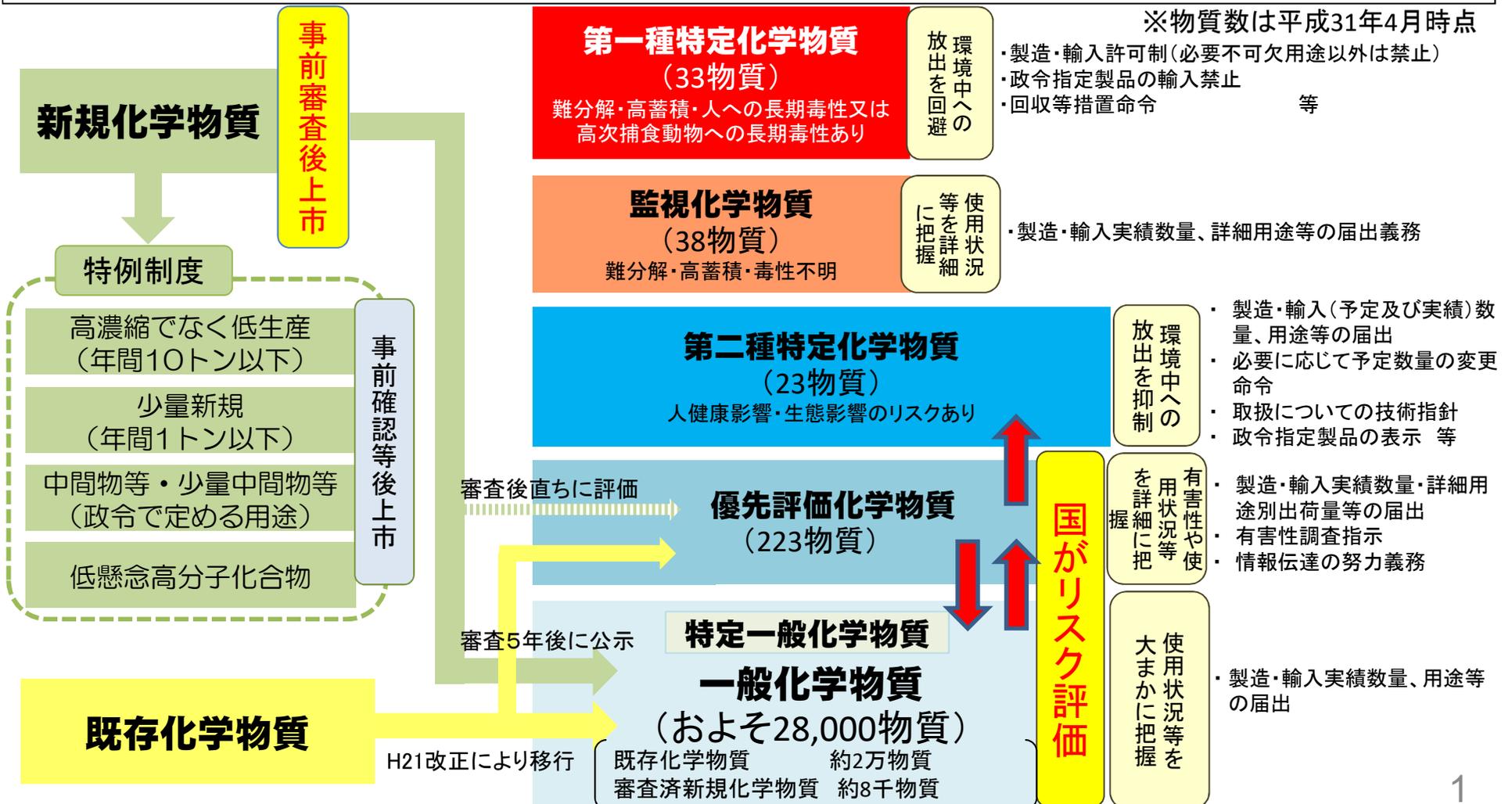


第一種特定化学物質に指定することが適当とされたジコホル、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質の個別の適用除外の取扱い及びこれらの化学物質が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について（概要版）

## 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系

### ➤ 上市前の審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止

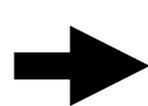


# 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

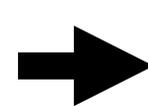
POPs (Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

＝次の全てに該当する物質

- ①人又は生態への毒性
- ②難分解性
- ③生物蓄積性
- ④長距離移動性



国際的な環境汚染  
防止の取組が必要



製造・使用等の  
原則禁止

**POPsによる環境汚染防止のため、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う。**

- 2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。
- 2019年8月現在、182ヶ国及び欧州連合が締結。
- 締約国会議（COP）は2年に1回、これまで9回開催。
- 専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）で審議される。

**（参考）現在、POPs条約上、製造・使用等の原則禁止とされている物質**

**⇒ 全て第一種特定化学物質に指定済**

アルドリン、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロブタジエン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブロモビフェニル、ヘプタクロル、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ペンタクロロベンゼン、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上）、ポリブロモジフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン、PCB、ヘキサブロモシクロドデカン、DDT、PFOS及びその塩・PFOSF、デカブロモジフェニルエーテル、短鎖塩素化パラフィン

# POPs条約第9回締約国会議（COP9）結果概要

○日時：2019年4月29日（月）～5月10日（金） ○場所：ジュネーブ（スイス）

○POPRCの勧告を踏まえ、以下の物質について、**製造・使用等の原則禁止**を決定

## ジコホル

## ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質

物質名	主な用途	決定された内容
ジコホル	殺虫剤	・製造・使用等の禁止 (特定の用途を除外する規定なし)
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定有) -半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス -フィルムに施される写真用コーティング -作業用保護のための撥油・撥水繊維製品 -侵襲性及び埋込型医療機器 -液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備されたシステム(移動式及び固定式の両方を含む。)における泡消火薬剤 -医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクタンヨード(PFOI)の使用 -以下の製品に使用するためのポリテトラフルオロエチレン(PTFE)及びポリフッ化ビニリデン(PVDF)の製造 ・高機能性の抗腐食性ガスフィルター膜、水処理膜、医療用繊維に用いる膜等

# 化審法による対応

- ① o,p'-ジコホル並びにPFOAとその塩及びPFOA関連物質を化審法の第一種特定化学物質に指定すること(法第2条第2号)
- ② 代替困難な特定の用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限すること(法第25条)
- ③ 第一種特定化学物質が使用されている製品を指定し、その輸入を禁止すること(法第24条第1項)
- ④ 取り扱う場合に技術上の基準に従わなければならない製品を指定すること(法第28条第2項)

について薬事・食品衛生審議会において審議し、その結果を踏まえ、化審法に基づく第一種特定化学物質の指定等の必要な措置を講ずる。

令和元年8月1日

- ①について、化学物質安全対策部会で審議(公開案件、答申)  
⇒薬事分科会に報告済(令和元年9月19日)

令和元年10月2日

- ②、③及び④について、化学物質安全対策部会で審議(公開案件、答申)

今回、ご審議  
いただく事項

令和2年※

TBT通報・パブリックコメント等を経て、化審法施行令を改正・施行

※ 国連事務局から物質追加に関する通報の送付日(令和元年秋頃)から1年以内の施行が求められている。

## ②代替困難な用途の指定

### 現状等

- 化審法第25条において、代替困難な用途がある場合においては、当該用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限することとされている。
- 代替困難な用途を指定する場合、当該用途は、POPs条約で除外が認められている用途でなければならない。

物質名	POPs条約で除外が認められている用途	国内の状況
ジコホル	特定の用途を除外する規定なし	o,p'体は化審法における新規化学物質であることから、届出等の状況を鑑みると、製造・輸入はないと考えられる。
PFOAとその塩	－半導体製造におけるフォトリソグラフィ又はエッチングプロセス －フィルムに施される写真用コーティング	既に製造・輸入が中止されており、今後の輸入も予定されていない。
PFOA関連物質	－医薬品の製造を目的としたPFOBの製造のためのPFOIの使用 等	PFOIについては、医薬品の製造に用いられるPFOBの製造原料として用いられているが、現状の技術では代替困難。



### 対策(案)

- PFOA関連物質については、医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクタンヨード(PFOI)の使用を化審法第25条に基づく第一種特定化学物質の使用を認める用途として指定

### ③輸入を禁止する製品の指定（ジコホル）

#### 現状等

- 化審法第24条第1項において、海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品を指定することとされている。
- 既に第一種特定化学物質に指定されているp,p'体については、含有製品を含めて輸入の実績が確認されず、輸入される見込みもなかったことから、化審法において輸入禁止製品を指定していない。
- o,p'体を含むジコホルがPOPs条約COP9において新たに廃絶対象物質とされたことから、あらためて海外における使用状況を調査したが、化審法が対象とする用途での使用は確認されていない。



#### 対策(案)

上記現状を踏まえ、

- ①国内に輸入されるおそれがあり、
- ②輸入を制限しない場合に環境汚染のおそれがあると考えられるもの

に該当する製品はないため、**輸入禁止製品としての指定は不要**

### ③輸入を禁止する製品の指定（PFOAとその塩）

#### 現状等

- 化審法第24条第1項において、海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品を指定することとされている。
- 海外調査等の結果、以下の製品について、過去10年以内に国内外でPFOAとその塩を含む製品の製造実績等が確認されている。
  - ・ フロアワックス
  - ・ 撥水撥油加工をした衣服
  - ・ 接着剤及びシーリング用の充填剤
  - ・ 塗料、ニス
  - ・ 洗剤
  - ・ 耐水・耐油処理をした加工紙
  - ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
  - ・ 撥水撥油加工をした生地
  - ・ 撥水撥油加工をしたカーペット
  - ・ コーティング剤
  - ・ トナー
  - ・ 業務用写真フィルム
  - ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤



#### 対策(案)

- 上記製品は、
  - ①国内に輸入されるおそれがあり、
  - ②輸入を制限しない場合に環境汚染のおそれがあると考えられるものに該当するため、輸入禁止製品として指定

### ③輸入を禁止する製品の指定（PFOA関連物質）

#### 現状等

- 化審法第24条第1項において、海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品を指定することとされている。
- 海外調査等の結果、以下の製品について、過去10年以内に国内外でPFOA関連物質を含む製品の製造実績等が確認されている。
  - ・ フロアワックス
  - ・ 撥水撥油剤
  - ・ 消泡剤
  - ・ 光ファイバー又はその表面コーティング剤
  - ・ 繊維製品用保護剤又は防汚剤
  - ・ 撥水撥油加工をした繊維製品
  - ・ コーティング剤
  - ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤



#### 対策(案)

- 上記製品は、
  - ①国内に輸入されるおそれがあり、
  - ②輸入を制限しない場合に環境汚染のおそれがあると考えられるものに該当するため、輸入禁止製品として指定

## ④取り扱う場合に技術上の基準に従わなければならない製品の指定 (PFOAとその塩及びPFOA関連物質)

### 現状等

- 化審法第28条第2項において、第一種特定化学物質及びその含有製品の取扱事業者は、別途定める取扱上の技術基準を遵守することとされている。
- また、化審法第29条第2項において、容器等に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を表示することとされている。
- PFOAとその塩及びPFOA関連物質が使用されている製品のうち、既に在庫等の形態で製品として存在し、使用が継続される可能性があり、かつ環境汚染の可能性のある製品として消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が挙げられる。
- 当該製品については、代替物質が既に存在し、今後、新たにPFOAとその塩及びPFOA関連物質を含有する製品が製造・輸入される予定はない。
- 過去に製造・輸入された相当数量のものが、既に全国の地下駐車場等の消火設備に設置されていることが判明している。当該製品が配備されている場所を特定して、短期間で代替製品に取り替えることは、災害時にのみ使用するという製品の性質も加味すると、非常に困難である。



### 対策(案)

- ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質については、**消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤**を化審法第28条第2項に基づく**取り扱う場合に技術上の基準に従わなければならない製品として指定**